

空き店舗の有効活用で地域活性化へ！ 那須烏山市空き店舗等情報提供制度



- 地域経済の活性化 ・ 空き店舗増の防止
- 創業者支援(「チャレンジショップ那須烏山」を卒業する事業者の着地点の整備)

閉店したい…



【対象となる物件】

- 空き店舗・空き店舗になる予定の物件(廃業予定・事業承継希望 等)
- 店舗兼住宅で、住宅部分に居住している物件

➡「空き家等バンク」より柔軟な対応が可能に！



00 情報をキャッチ & 制度の情報提供

～この制度は、関係機関との連携が重要です！～

- 廃業・閉店に係る相談
- アトツギ問題
- 物件の売却・賃貸に係る相談
- 上下水道課への水道・下水道等使用異動届

ご協力をお願いします！

- 商工会のみなさま
- 不動産業・建築業を営むみなさま
- 金融機関のみなさま
- ご近所・自治会・地域のみなさま
- 市役所関係課(上下水道課・税務課等)



01 まずは、相談してください

商工観光課商工振興グループ(0287-83-1115)または
建設課住宅グループ(0287-88-7118)まで
お気軽にご連絡ください。

空き家バンク(現に使用していないとき)で扱うか、
空き店舗等情報提供制度で扱うか判断します。※空き家バンク優先

閉店予定
なので
貸したい！



02 申請 ▶ 03 現場確認

- 申請書等に記入し、提出します。
- 物件登録カードへは分かる範囲で記入し、土地・建物の登記簿謄本や
固定資産税の課税明細書(ともにコピーOK)を添付します。
- 図面等を添付ください。(手書きOK)
- 市役所職員が現場確認を行いますので、同行してください。
- トラブル防止のため、宅建業者等のプロに委託することを推奨します。



04 市のホームページに 掲載します

- 問合せがあったときは連絡します
- 内見したい人と日程調整を
してください。



05 対応・交渉 ▶ 06 成約

- 内見の対応や交渉などを行います。
- 成約に至ったときは届出を提出します。
- 物件に変更があったときも届出が必要です。
- 空き家バンク同様、市は交渉に
関わることはできません。



那須烏山市商工観光課

〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1 烏山庁舎(1階)

☎ 0287-83-1115

✉ shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp